

消費税率変更に伴う各種手数料の改定について

日頃は、高知銀行をお引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

さて、当行の各種手数料について、消費税率が変更される令和元年10月1日（火）より以下のとおり改定させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

令和元年10月1日（火）

2. 改定内容

手数料の本体価格（税抜部分）にかかる消費税率を8%から10%に変更いたします。（今回の手数料改定は消費税変更分を手数料に反映させていただくものであり、税抜き手数料は変更しておりません。）

[改定後の各種手数料一覧表はこちら](#)

[改定対比表はこちら](#)

新税率の適用基準日	
振込手数料	振込指定日 ●令和元年10月1日以降を振込指定日とする振込より改定後手数料が適用されます。 ●振込予約についても、振込指定日が令和元年10月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。ただし、ATMを利用した振込については、ご依頼いただいた時点で振込資金を当行が受領し振込契約が成立することから、ご依頼日における手数料が適用されます。
各種融資関連手数料	融資実行日 ●既にお申し込みのお客さまもご融資実行日が令和元年10月1日以降の場合は改定後の手数料が適用されます。 ●適用基準日は契約手続日ではなくご融資実行日となります。
各種証明書等発行手数料	証明書発行日 ●令和元年10月1日以降の発行分より、改定後の手数料が適用されます。 ●証明書発行が令和元年10月1日以降の場合、令和元年9月中にお申し込みいただいた場合でも、改定後の手数料が適用されます。
各種再発行手数料	受付日 ●令和元年10月1日以降の再発行分より、改定後の手数料が適用されます。 ●再発行が令和元年10月1日以降の場合でも、令和元年9月中にお申込みいただいた場合は、改定前の手数料が適用されます。

令和元年10月1日以降、従来の消費税率8%の表示がされたパンフレット等は、改定後手数料に読み替えてください。

手数料改定に係るご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

以上